

告示改正の概要

1 改正の趣旨

日インドネシアEPA、日フィリピンEPA及び日ベトナムEPAに基づき本邦に滞在しているインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師候補者・介護福祉士候補者について、令和2年度に入国した者（インドネシア人看護師候補者、インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人介護福祉士候補者）及び令和3年度に入国した者（インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師候補者）は、令和5年2月21日付け閣議決定において、それぞれ一定の条件を満たすものは、6か月間又は1年間の滞在期間延長をEPAの枠組外で認めることとされている。

そのため、上記の閣議決定に基づき滞在期間が延長される者に関し、関係告示（下記3）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

閣議決定に基づき滞在期間が延長されて本邦に滞在する者に関しては、下記3のとおり指針の特例を告示で定めているところ、閣議決定により滞在期間が延長される以下の者について、当該告示の対象とする改正を行う。

- (1) 令和2年度に入国した看護師候補者
- (2) 令和2年度に入国した介護福祉士候補者
- (2) 令和3年度に入国した看護師候補者

※ 平成20年度から令和元年度までに入国した介護福祉士候補者、平成20年度から令和元年度までに入国した看護師候補者に係る告示改正は措置済み。

3 改正する告示（指針の特例）

- (1) 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成23年法務省告示第367号）
- (2) 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成24年法務省告示第159号）
- (3) 平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成29年法務省告示第248号）

4 今後の予定

公布日：令和6年5月下旬

施行日：令和6年5月下旬（公布日と同日施行）